



金 沢 市 公 報

第 2 8 7 4 号

平成28年(2016年)8月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○住民票の職権消除について (市 民 課)	1
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	1
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	2
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の廃止について (")	2
○市道の区域の変更について (道路管理課)	2
○道路の供用の開始について (")	3

● 公 告	
○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて (都市計画課)	3
○金沢市における市民参画によるまちづくりの 推進に関する条例の規定によるまちづくりに 関する協定の締結について (")	3
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7
○土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	7
○金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局)	7
● 公 営 企 業 公 告	
○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	7
○下水道排水設備工事事業者の指定について (")	8

告 示

●金沢市告示第242号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成28年7月15日に職権で消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成28年8月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市北安江4丁目12番10号	大 西 正 之	男	昭和19年5月10日
金沢市古府町南1013番地1	島 崎 浩 一	男	昭和38年11月2日

●金沢市告示第243号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年8月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
斎藤皮フ科クリニック	金沢市森山2丁目11番11号	平成28年6月1日

むねとおなか伊藤醫院	金沢市窪4丁目525番地	平成28年6月1日
訪問看護ステーション こまくさ	金沢市疋田1丁目219番地 eコート・102号	平成28年7月1日

●金沢市告示第244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
むねとおなか伊藤醫院	金沢市窪4丁目525番地	平成28年5月31日
訪問看護ステーション こまくさ	金沢市疋田1丁目219番地 eコート・102号	平成28年6月30日

●金沢市告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
池川 麻帆	株式会社フレアス 金沢事業所	金沢市古府3丁目44番地	平成28年7月1日

●金沢市告示第246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
前川 裕	さいがわ接骨院	金沢市三口新町2丁目2番5号	平成28年5月31日

●金沢市告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年8月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間		新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 556号 金 石 ・ 大 野 線	金 石 西 1 丁 目	873番 1先から	旧	5.2~10.0	76.7
		金 石 西 1 丁 目	255番 先まで	新	8.0~32.7	76.7
一般市道	大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 4号	松 村 5 丁 目	243番 5先から	旧	5.6~ 5.7	17.6
		松 村 5 丁 目	243番 5先まで	新	5.8~ 5.9	17.6
一般市道	大 徳 22号 松 村 6 丁 目 線 7号	松 村 5 丁 目	243番 1先から	旧	5.0	36.4
		松 村 5 丁 目	243番 5先まで	新	5.5	36.4
一般市道	大 徳 22号 松 村 6 丁 目 線 7号	松 村 6 丁 目	56番 1先から	旧	5.6~ 5.7	38.4
		松 村 6 丁 目	56番 5先まで	新	5.8~ 5.9	38.4

●金沢市告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年8月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間		供用開始日
大 徳 21号 松 村 5 丁 目 線 4号	松 村 5 丁 目	243番 5先から 243番 5先まで	平成28年8月1日
大 徳 22号 松 村 6 丁 目 線 7号	松 村 5 丁 目	243番 1先から 243番 5先まで	平成28年8月1日
大 徳 22号 松 村 6 丁 目 線 7号	松 村 6 丁 目	56番 1先から 56番 5先まで	平成28年8月1日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 高度地区	金沢市尾張町1丁目、尾張町2丁目、 下新町及び主計町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成28年8月1日から 同月15日まで	尾張町界限地区

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方
木町一番丁地区の住民等

- 2 協定を締結した年月日
平成28年7月25日
- 3 協定番号
26
- 4 協定の名称
木町一番丁地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称		木町一番丁地区まちづくり計画		
まちづくり計画の対象となる区域		東山1丁目及び東山2丁目の各一部		
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.7ha		
まちづくりの目標		<p>本地区は、かつて材木商人が多く居住していたことにちなみ、元和2年（1616年）以前から木町と称される歴史ある地区である。</p> <p>この歴史ある街並みと文化を保存しながらも、地域に根付いた活気ある通りの形成と、住環境の保全との調和を図ることを目標とする。</p>		
まちづくりの方針		歴史文化の保存を図るほか、商業地としての賑わいを創出しながらも、良好な住環境が共存したまちづくりを推進する。		
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の細区分	商業地区A	商業地区B	住居地区C
	面積	約0.3ha	約0.9ha	約0.5ha
建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。ただし、(1)については、平成28年7月25日（協定締結日）に建築物が存する敷地について、同敷地での同用途の建築については、この限りでない。</p> <p>(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(2) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設</p> <p>(5) 自動車教習場、畜舎、劇場、映画館、演芸場、観覧場、倉庫業を営む倉庫、自動車修理工場又は葬儀場</p> <p>(6) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(7) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(8) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(9) 建築基準法別表第2（ち）項第3号に掲げるもの</p> <p>(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号（風俗営業）、第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物</p>		

	(11) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (13) 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げる工場	(12) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
建築物等の形態 又は意匠の制限	(建築物等) 金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画による。 (屋外広告物等) 1 屋外広告物等を設置する場合(変更する場合を含む。)は、事前に木町一番丁町会を守る会(以下「守る会」という。)と協議しなければならない。 2 屋外広告物等は、地域の伝統的景観に資するもののうち、次に該当するものとする。ただし、守る会が認めるもの(第1号、第2号及び第3号に係るものを除く。)については、この限りでない。 (1) 屋根面及び屋上に設置しないもの (2) 点滅灯、回転灯及びネオン管を使用しないもの (3) 電光表示装置でないもの (4) 屋内から外部に向けての広告物でないもの (5) 外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から80cm以内のもの (6) 独立広告物でないもの (7) のぼり、旗状の広告物でないもの (8) 自家広告であるもの (9) 広告物1面当たりの表示面積が、2㎡以下のもの	
	(10) 広告物全体の合計表示面積は、地区の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値以下のもの	
	4㎡	3㎡
垣又は柵の構造の制限	道路に面して垣又は柵を設ける場合は、生け垣、板塀又は竹垣によるものとする。	
土地利用等の制限	(1) 屋外に商品陳列ワゴン等は、設置しない。 (2) 新たに(従前の用途を変更する場合を含む。)土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者は、事前に守る会と協議しなければならない。 (3) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1項第2号に掲げる路外駐車場のうち、料金を徴収するもの(コインパーキング等)を設置しないよう努めるものとする。	
その他	(1) 物品販売店舗(日用品の販売を目的とする店舗等を除く。)では、主に伝統的工芸品等専ら金沢や石川にゆかりのある物品を販売するものとする。 (2) 住民等(土地又は建築物等を利用し、又は活用する者を含む。)は、地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努めるものとする。 (3) 路上での飲食、喫煙、煙草やゴミのぼい捨てがないよう努めるものとする。 (4) 生活環境の悪化防止に努めるものとする。また、苦情があったときは、誠意をもって対応するものとする。 (5) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。 (6) 自動販売機は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、周辺の住環境を阻害しないように配慮するものとする。また、新たに自動販売機を設置する場合は、事前に守る会と協議しなければならない。 (7) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。	

- (8) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努めるものとする。
- (9) 道路から見える範囲に植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努めるものとする。
- (10) 商業地区A及び商業地区Bにおいて、建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境の保全に努めるものとする。

木町一番丁地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市泉本町4丁目220番1及び220番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市駅西本町6丁目7番33号 惣田 祥一	道路 金沢市泉本町4丁目220番2及び金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市荒屋町イ34番1	金沢市西念4丁目8番1号 金沢市 中央市場食育会館502号 片山 勇弥	
金沢市今町ワ59番及び60番	金沢市今町ル105番地 上源 大輔	

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
北元 喜洋	金沢市太陽が丘3丁目109番地	平成28年6月29日
田上 淳一	金沢市田上本町ヲ102番地	平成28年6月29日
山根 久男	金沢市俵町ヲ甲7番地	平成28年6月29日
高柳 祥一	金沢市鈴見台3丁目12番13号	平成28年6月29日
岡田 悦充	羽咋市四柳町ソ11番地	平成28年6月29日
舟越 英丸	金沢市御所町寅77番地2	平成28年6月29日
押野 博之	金沢市畝田東1丁目32番地	平成28年6月29日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成28年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により平成28年8月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成28年8月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
581	株式会社みやかわ	金沢市北町乙71番地 エクセルセジュール205

582	ナカイ設備	金沢市西金沢1丁目37番地
-----	-------	---------------

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により平成28年8月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成28年8月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
609	ナカイ設備	金沢市西金沢1丁目37番地

◎正 誤

○平成28年3月28日付け金沢市公報号外第11号

頁	箇所	誤	正
1	上から2行目 上から4行目 上から5行目 上から6行目 上から7行目	連携協約を	連携協約の

平成28年(2016年)8月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)8月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄